

## 第105号議案

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

品川区長 濱野 健

品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

第1条 品川区長および副区長の給与および旅費条例（昭和22年品川区条例

第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1, 147, 000円」を「1, 140, 000円」に、  
「921, 000円」を「916, 000円」に改める。

第6条第2項中「および12月」を削り、「100分の164」の次に「、  
12月に支給する期末手当においては100分の176」を加える。

第2条 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を次のように改正

する。

第6条第2項中「に支給する期末手当においては100分の164、12  
月」を「および12月」に、「100分の176」を「100分の170」  
に改める。

### 付 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規  
定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第6条第2項の改正規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和2年4月1日

(説明) 区長および副区長の給与を改定する必要がある。